

## 令和7年度 第2回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：令和8年2月9日（月）15:30～16:40

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

小林会長、池澤委員、梶原委員、八田委員、藤田委員、宮地委員

高知県

清水総務部長、岡本総務部副部長、別府行政管理課長、黒岩職員厚生課長、中島議会事務局総務課長、三木教育委員会事務局教育政策課長

（行政管理課長）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第2回高知県特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。委員の皆様、本日もお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、高野委員におかれましては、所用のため、本日は欠席されております。高野委員からは、本日の審議に関するご意見を事前に頂戴しておりますので、後ほど事務局の方からご紹介させていただきます。

まず最初に、資料のご確認をお願いします。まず「会次第」、2枚目に「配席図」、最後に左側にホチキス止めの「第2回高知県特別職報酬等審議会資料」（審議会資料）となっております。お手元にお揃いでしょうか。

早速ですけれども、小林会長に進行の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（小林会長）

それでは、第2回の高知県特別職報酬等審議会を開催します。今回で結論が出せるよう、ご審議をよろしくお願ひします。

まず始めに、前回の審議会での委員の皆様からのご意見を受けて、事務局の方で資料を作成していただいているようですので、まずは、報酬及び給料について、資料の説明をお願いします。

（行政管理課長）

それでは、お手元の「第2回高知県特別職報酬等審議会資料」に沿って、ご説明をさせていただきます。

まず1ページでございます。こちらは、1月9日に開催しました、第1回審議会における委員の皆様の主なご意見をまとめたものでございます。

1つ目の「報酬改定の方向性」について、皆様からは、「引き上げる方向で検討した方が良い」とのご意見をいただいております。その中でも、「引き上げる額をどの程度にするか議論する必要がある」とのご意見がございました。記載してあるものを少しご紹介させていただきます。まず1つ目としまして、「一般職の改定においても、年齢階層で額に違いがあるので、その辺りの考慮が必要ではないか」とのご意見。次に、「引き上げる方向と思うが、管理職相当の職員がどの程度引き上げられているかも一つの指標となる」とのご意見。「過去に実施された改定における、累積改定率と上げ幅・下げ幅との関係について」のご意見。「他県の状況を踏まえて算定する方法を決めていくという考え方で良いか」というご意見。「四国4県の比較に加えて、経済的状況が類似している鳥取県や島根県の状況も考慮が必要」とのご意見。「四国4県で見た時に、追いつく努力が必要で、どの程度引き上げるかという議論が必要」とのご意見。「思うように賃上げが実現できていない業界の方からは、知事等の特別職の報酬が大きく上がることに抵抗感があるのではないか」といったご意見がございました。

次に、2つ目の「退職手当の支給割合」につきましては、「各都道府県で様々な状況であること」や、「報酬額が引き上がると退職手当も変わるのか」といったご意見がございましたが、引き上げや引き下げに関してのご意見はございませんでした。

次のページをお願いします。こちらは、特別職の報酬の全国状況の概要でございます。第1回にお示ししました資料は、令和7年4月1日時点の情報でございましたが、今年度に報酬等の改定があった9団体の状況をまと

めたものでございます。1つ目の岩手県から島根県までの6団体は、審議会の答申を受けて、既に条例改正が行われている団体でございます。7つ目の秋田県、次の栃木県、三重県の都道府県名を括弧書きで囲んでいる3県につきましては、各県の特別職報酬等審議会で引き上げの答申がなされておりますが、条例改正はまだ行われていない団体でございます。それぞれの団体の改定の主な理由は、一般職の引き上げや他の都道府県の状況といったものが挙げられておまして、これにより改定がなされた団体における引き上げ額の考え方は、部長級などの幹部職員の改定を考慮したものが5団体と最も多く、次に多いのは、一般職の改定を考慮したものが2団体となっております。

次のページをお願いします。先ほどご覧いただきました、今年度に引き上げを実施した、または、引き上げを予定している9団体の引き上げ後の額を反映し、全国順位として並べたものでございます。左端の知事の本則額で見ますと、鳥取県と秋田県で引き上げがございましたので、順位が2つ下がり、45位となっております。なお、副知事及び議長の本則額は、全国最下位という状況でございます。

資料につきまして、説明は以上となります。

(小林会長)

ただ今、事務局から説明がありました。まずは、報酬及び給料について、何かご意見やご質問がありましたら、お願いします。

特にご質問やご意見がないようでしたら、お一人ずつ、据え置き・引き上げ・引き下げのいずれのお考えであるか、各委員の皆様順番に答えいただければと思います。

まず、梶原委員、いかがでしょうか。

(梶原委員)

引き上げに賛成でございます。

部長クラスの引き上げ率に合わせていくという考え方がよろしいと思っております。

(池澤委員)

私も、前回の議論を踏まえた上で、やはり今回が上げるべきタイミングにあると考えます。

ただ、一般職の累積改定率を丸々ということになると、非常に大きな引き上げ額になるので、前回の議論も踏まえた上で、その上げ幅は慎重に考えないといけないところです。従って、管理職相当の上げ幅を一つの指標にするというところから、議論をスタートしたいと考えています。

(宮地委員)

私も、お二人のお考えと同じです。今回は、引き上げる方向で検討してはどうかと思います。

引き上げ率の件ですけれども、あまりにも引き上げすぎると、一般の県民の方のことを考えると、8.43%は高いというところで、部長級の給与の改定率を元に算定するのが、良いのではないかと思います。

(藤田委員)

私も、引き上げのタイミングとしては、今回が適当ではないかと思っております。

ただ、引き上げ額が少し気になっておまして、前回のご意見にもあったように、各業界の方から見た引き上げ額がどうかということ、また、今回、高知市の特別職報酬等審議会で据え置きの判断がなされたことから、引き上げ額については、検討が必要と思っております。

(八田委員)

私も、引き上げに賛成します。

その根拠としては、一般職の累積改定率が出ていますので、一般職の給与とのバランスというのは、一定保っていく必要があると考えます。ただ、一般職の中でも若手と管理職で上げ幅に違いがあるので、他県でも参照しているような、部長級の管理職の改定率相当で上げていくべきではないかと考えます。

先ほど懸念のあった、賃上げができていない業界の方への配慮もあるんですけども、むしろ、そういう状況を今後改善していく方向に視点を置くべきだと思いますので、そこに配慮して上げないのではなく、特別職の報酬を適切に上げた上で、きちんと民間の賃金が上がっていくように、今後努力していただくのが良いのではないかと思います。

(小林会長)

ありがとうございました。私の方も、引き上げの方向でよろしいかと思います。

ただ、改定率につきましては、各委員の皆様からもご意見をいただいておりますので、その辺りを勘案できたらよろしいかと思います。

最後に、本日ご欠席の高野委員からのご意見をご紹介いただければと思います。

(行政管理課長)

それでは、高野委員から事前にお聞きして参りましたご意見をご紹介します。

報酬及び給料の額につきましては、「今後の県政運営及び地域活性化を担うリーダーの処遇として、報酬アップについては賛成の立場である」とのご意見をいただいております。なお、具体的な改定額につきましては、「審議会での議論に一任したい」とお聞きしております。

(小林会長)

ありがとうございました。皆様からご意見をいただきました。

皆様の総意としては、議員報酬の額及び知事等の給料の額につきましては、引き上げと考えるとよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(小林会長)

それでは、続きまして、退職手当の支給基準について、事務局から資料の説明をお願いします。

(職員厚生課長)

職員厚生課の黒岩でございます。退職手当につきまして、ご説明いたします。

資料の6ページをご覧ください。こちらは、全国の退職手当の支給割合の改正状況をまとめた資料となります。前回の令和4年度の審議会以降、知事及び副知事の支給割合に改正があった2団体の理由としましては、秋田県は、「他の地方公共団体の特別職の支給状況等を鑑みた」こと、滋賀県は、「一般職の支給割合の改定状況との均衡を図った」ものとなっております。なお、秋田県は、審議会の答申は出ておりますが、条例改正がまだ行われておらず、令和8年4月1日に適用予定となっております。

次に、7ページをお願いします。先ほど行政管理課から説明のありました報酬等の改定について、予定している団体を含めて改定を反映させ、12月分の退職手当額に割り戻した額を上位から順に並べたものです。退職手当の額は、「退職の日における給料月額」に「在職期間の月数」と「支給割合」を乗じて得た額となるため、給料月額が変われば、退職手当の総額も変わることとなります。他団体の引き上げを反映しましても、知事、副知事及び教育長のいずれも同様に、第1回審議会でお示ししました順位から変わりはありません。

説明は以上となります。

(小林会長)

ただ今、事務局から説明がありました。退職手当の支給基準について、何かご意見やご質問がありましたら、お願いします。

特段、ご意見やご質問がないようでございますので、先ほどと同じように、据え置き・引き上げ・引き下げの

いずれのお考えであるか、各委員から順番にお聞かせ願えればと思います。

(梶原委員)

退職手当については、引き上げたら良いとは思いますが、ただ、引き上げる率については（本日の議論だけでは）基準とすべきものの判断がつかないのですが、引き上げについては賛成です。

(池澤委員)

私の方は、退職手当の支給割合は、据え置きが妥当と考えています。

本則額（報酬及び給料の額）は、一般職や社会的にも賃上げ基調になっている状況を踏まえ、知事をはじめそれぞれの役職の方の賃金水準がどこにあるべきかという議論・検討をするべきものです。ただ、退職手当については少し別物と考えており、支給割合自体も引き上げるべきという議論にはならないかと思っています。

(宮地委員)

退職手当の支給割合は、据え置きでどうかと思います。給料の額が引き上がることで、退職手当の支給額は引き上がる部分があると思うので、据え置きでいかがかと思っています。

(藤田委員)

私も据え置きでよろしいかと思っています。支給割合についても、四国管内でそれほど大きな差はないと思いますので、今回の本則額の引き上げを待って、次回に検討でもよろしいのではないかと思っています。

(八田委員)

退職手当の支給割合は、四国が全国的に少し低くて、高知県が最も低いことが気にはなりますが、愛媛県・香川県とはほぼ横並びの状況にあります。将来的には、これも引き上げを検討するところではあると思いますが、現状では、この最も低い支給割合と非常に低い給料の額により、支給額が決まってくるのであれば、状況が異なる大阪府を除くと最下位となり、水をあけられているところになります。他の委員も言われたように、今回、給料の額を改定すれば、最下位から、遠くは離れませんがかなり改善すると思いますので、今回は支給割合については従来通りで良いかと思っています。

(小林会長)

私も、退職手当の方は据え置きでよろしいと思います。

ただ、先ほど梶原委員よりご意見がございまして、方向性としては上げてはどうかということでしたけれども、給料の額と支給額との関係性もあるように思いますので、ここは事務局からもう一度、ご説明いただいたらよろしいかと思っています。

(行政管理課長)

報酬の額につきましては、第1回からご議論いただいておりますように、一般職の改定の動きがございしますので、引き上げの方向かと思っております。この特別職報酬等審議会は、3年に1回、開催させていただいておりますが、今回は、報酬の部分で議論があるものと考えています。

退職手当については、国家公務員の退職手当を横目に見ながら改定しておりまして、国の方は5年に一度、見直しをしております。このため、退職手当に関して引き上げや引き下げの議論をするタイミングとしては、一つは国の動きが基準になろうかと思っています。今回につきましては、国の方は見直しのタイミングではございませんので、通常ルールと言いますか、基準で言いますと、据え置きというのも一つあるかと思っています。

(小林会長)

支給割合を変えなくても、報酬の額を上げることで支給額が変わるという部分で、少し誤解があるようにも思いますので、その点についてご説明いただければと思います。

(行政管理課長)

退職手当は、報酬の額に支給割合を乗じて算出する形になりますので、本則額が上がることによって、支給額は必然的に上がるという関係性でございます。

(小林会長)

ありがとうございます。梶原委員もそのお考えということでよろしければ、支給割合は据え置きということでよろしいでしょうか。

(梶原委員)

はい。ありがとうございます。

(小林会長)

それでは、本日ご欠席の高野委員からのご意見について、ご紹介いただければと思います。

(行政管理課長)

退職手当の支給割合につきましては、「現行の基準で据え置きではないか」とのご意見をいただいております。

(小林会長)

ありがとうございます。

皆様の総意としまして、退職手当の支給基準については、据え置きというお考えでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(小林会長)

それでは、答申の具体的な検討に入りたいと思います。

委員の皆様のご意見を踏まえ、事務局に案の用意をお願いしましたので、たたき台として事務局案を出していただいて検討したいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(小林会長)

それでは、事務局案の考え方について、説明をお願いします。

#### 【事務局案の配付】

(行政管理課長)

ただ今、お手元にお配りしました事務局試案に沿って、ご説明を申し上げます。

まず最初に、「I 報酬及び給料の額について」でございます。試案に記載しておりますとおり、本県における一般職との均衡及び他団体の改定状況の観点から、次のとおり引き上げを行うことが適当とし、施行日は令和8年4月1日とする案をお示しさせていただいております。

「区分」の下の欄の「考え方」に記載のとおり、改定額につきましては、先ほど委員の皆様からお話がありましたとおり、一般職の部長級の給与改定率により改定するとしており、前回審議会の平成22年4月以降の部長級の給料月額を元にした上で、1万円単位で整えた金額とさせていただいてお

ります。右側に具体的な金額を記載しておりますが、知事が131万円、こちらは9万円の増となります。副知事が101万円で7万円の増、教育長が84万円で6万円の増、議長が97万円で7万円の増、副議長が88万円で6万円の増、議員が83万円で6万円の増となっております。平均改定率は、右側にありますとおり、7.55%の引き上げとなっております。

第1回審議会でご説明しましたとおり、一般職の累積改定率は8.43%でございますが、この改定は、初任給及び若年層に重点を置いた改定であることから、より知事に近い幹部職員、その中でも各部局の部長級の職員の給料月額を改定率を用いて算定したものでございます。

また、第1回審議会では、四国4県との比較や全国状況も踏まえた検討が必要といったご意見もいただいております。今回の試案の金額ですと、真ん中の表の中程に記載しております、四国の他県の平均値と同じ額になります。また、表の一番下に記載しております、全国平均とも近い金額となる状況でございます。

最後に、施行時期につきましては、直近の改定においても、施行期日は4月1日としております。今回の改定につきましても、同様に令和8年4月1日とさせていただきたいと考えております。

ご参考までに、資料の一番下に、第1回審議会でご説明しました、一般職の累積改定率で算定した場合の金額を記載しております。こちらの金額と比べまして、平均改定率はおよそ1%の減、金額は1万円の減となっております。

(職員厚生課長)

続きまして、退職手当につきましての事務局試案をご説明いたします。

資料の2ページをお願いします。退職手当の支給割合につきましては、「本県における一般職との均衡及び他団体の改正状況の観点から、据え置きが適当」との案とさせていただいております。

考え方としましては、支給割合については、一般職の退職手当の改定状況や他団体の支給金額等の状況を勘案し見直しを行います。現行の支給割合に引き下げました平成29年度の審議会以降、一般職の退職手当の支給割合の改定は行われておりません。また、他団体の状況を見ましても、前回の令和4年度の審議会以降、知事等の支給割合の改定が行われたのは、47都道府県中、滋賀県と千葉県のみで、令和8年4月に改定を予定しているのは秋田県のみとなっております。全国的に大きな改定の動きはありません。以上のことから、本県の一般職との均衡及び他団体の改定状況の観点から、据え置くことが適当と考えております。

3ページをお願いします。事務局試案Iのとおり、報酬等の月額を引き上げた場合の退職手当支給額等について、参考資料を添付しております。

先ほど、退職手当について、その支給割合は据え置きが適当との案をご説明しました。繰り返しとなりますが、退職手当の額は、「退職の日における給料月額」に「在職期間の月数」と「支給割合」を乗じて得た額となるため、給料月額が変われば退職手当の総額も変わります。先ほど委員の皆様からもお話がありましたけれども、参考に、退職手当の額を1年分に割り戻した額と比較しますと、知事は51万8千4百円の増額となり、全国順位は46位から44位となります。同様に、副知事は29万4千円の増額で46位から44位、教育長は17万2千8百円の増額で36位から30位となります。その下の表は、一任期の退職手当支給額について比較しております。給料月額が改定されますと、知事は207万3千6百円、副知事は117万6千円、教育長は51万8千4百円の増額となります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

(小林会長)

ありがとうございました。ただ今、説明がありました事務局案をたたき台としまして、ご審議をお願いしたいと思っております。ご質問等、何でも結構でございますので、ご発言をお願いします。

私の方から質問ですけれども、今回、部長級の賃上げを参考に決められておることということで、私は妥当と考えております。資料の3ページ、令和8年1月22日時点の資料でございますけれども、知事ですと全国順位が45位から21位にジャンプアップするわけですが、これは他県でも同様に見直す可能性があるという認識でよろしいでしょうか。

(行政管理課長)

本県と同様に、今年度に審議会を開催する団体があれば上がる可能性があります。足元である四国3県については開催予定を確認したところ、今のところは予定はしていないとのこと。全ての都道府県までは確認が取れていないところでございます。

(小林会長)

ありがとうございます。

事務局案に対しまして、賛成でありますとか、この点はどうかといったご意見があれば、お願いします。

(八田委員)

質問ですが、一般職の退職手当の支給割合を改定する場合に、一般的にどのような根拠やタイミングで行われるのか、教えてください。

(職員厚生課長)

一般職の退職手当につきましては、国の制度に準じております。先ほどご紹介させていただきましたが、国では5年に一度、見直しをしております。官民の均衡を図るために実態調査を行って、支給割合を決めております。直近では令和4年にありましたが、その際は官民が均衡しているということで支給割合は見直しがなされませんでした。次に見直しがなされるのは5年後ですので、おそらく令和9年のタイミングになろうかと思っております。そのタイミングで、一般職についても見直しの議論を行います。

(八田委員)

支給割合は、都道府県で異なるものでしょうか。

(職員厚生課長)

概ね同じ割合になっております。いずれの団体も基本的には国の制度に準じておりますので、同様の動きとなっております。

(八田委員)

歴史的な背景があるのだとは思いますが、都道府県によって支給割合が随分違うように思いました。これは何か簡単に言える理由はありますかでしょうか。どのような経緯でこれほど違うのだらうと思ひまして。

(職員厚生課長)

やはり見直しを行うタイミングが大きいかと思ひます。平成10年代には、大体、100分の60から70が多かったと思ひますが、そのとき以降に見直しを行っていないところは、比較的高い割合のままとなっております。なお、職員の退職手当の支給割合が大幅に見直しがなされたのは、平成25年になります。15%ほど引き下げとなっておりますので、そのタイミングで一般職の見直しを踏まえて、特別職についても引き下げを行っている傾向があると思ひしております。

(八田委員)

今回、秋田県が大きく下げたのは、そういった趣旨で、一般職に合わせるような形で下げたのでしょうか。

(職員厚生課長)

秋田県は、平成18年以降の見直しになっております。今回、一般職の状況に合わせたものというよりも、財政力指数が類似した団体に合わせたことで、結果的に平均に近い数字、100分の55に見直しがなされております。

(池澤委員)

1点確認ですが、事務局試案の1ページの考え方の中に、前回の特別職の報酬等の改定のあった平成22年以降の部長級の給料月額の変定率である+7.52%を元に算定との記載がありますが、これは言い換えれば、部長級の累積変定率とイコールという認識でよろしいでしょうか。

(行政管理課長)

左様でございます。

(池澤委員)

そうであれば、今回引き上げを行っている他県での改定の考え方を見ると、一般職の変定率を考慮している団体と部長級の変定率を考慮している団体と様々ありますので、まず、考え方としては理にかなっていると思います。

また、高知県以外のどこを見るかに関しては、一つは四国の各県ということと、人口規模などで高知県と状況がよく似ている都道府県で言えば、鳥取県や島根県になりますので、妥当なところと考えております。

当然ながら、これまでは四国の中で高知県以外の3県が金額的には高かったんですけれども、高知県での改定状況を踏まえて、今回は、他3県が改めて引き上げてくることも十分考えられますので、そういったことも含めて、今回の7.52%を元に算定した額の平均7.55%との変定率は、妥当な数字だと私は考えます。

(小林会長)

ご質問等ないようですけれども、例えば事務局案に反対といったご意見の方はいらっしゃいますでしょうか。

(宮地委員)

事務局案に賛成でございます。

(各委員)

異議なし。

(小林会長)

それでは、答申の取りまとめに入りたいと思います。

まず、県議会議員の議員報酬の額及び知事、副知事、教育長の給料の額については、引き上げとしまして、引き上げ後の金額としては、知事が131万円、副知事が101万円、教育長が84万円、議長が97万円、副議長が88万円、議員が83万円としまして、改定後の金額の適用時期は、令和8年4月1日とすること。

また、退職手当の支給基準については、据え置きとする答申をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(小林会長)

ありがとうございました。それでは、そのように答申することといたします。

事務局の方で、答申書の用意をお願いします。

(行政管理課長)

それでは、ご議論いただきました内容で答申書をご用意させていただきます。ご用意に少しお時間を頂戴したので、少し休憩のお時間を取らせていただきたいと思います。

(小林会長)

答申書の用意ができたようですので、再開いたします。それでは、答申書を読み上げます。

令和8年1月9日付けで当審議会に諮問のあった議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額については、下記のとおり改定し、知事、副知事及び教育長の退職手当の支給基準について、現行で据え置くことが適当であるとの結論を得たので答申します。報酬等の額は、知事は月額131万円、副知事は月額101万円、教育長は月額84万円、議長は月額97万円、副議長は月額88万円、議員は月額83万円。適用日は、令和8年4月1日。

答申書には、私が署名をするということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

#### 【答申書に署名】

(行政管理課長)

それでは、署名をいただきましたので、知事をお呼びいたします。知事が参りますまで、少々お時間をいただきたいと思えます。

#### 【知事入室】

(小林会長)

審議会の意見がまとまりましたので、答申いたします。

先月9日と本日の計2回の審議会において、委員の皆様方に熱心にご審議をいただき、本日の答申となりました。議員の報酬及び知事、副知事、教育長の給料の額については、一般職の部長級の改定状況や他県の状況等を勘案しまして引き上げ、一方、退職手当の支給基準については、据え置きが適当であるとの結論に至りました。

それでは、答申書を読み上げます。

令和8年2月9日。高知県知事 濱田省司様。高知県特別職報酬等審議会会長 小林達司。令和8年1月9日付けで当審議会に諮問のあった議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額については、下記のとおり改定し、知事、副知事及び教育長の退職手当の支給基準について、現行で据え置くことが適当であるとの結論を得たので答申します。報酬等の額は、知事は月額131万円、副知事は月額101万円、教育長は月額84万円、議長は月額97万円、副議長は月額88万円、議員は月額83万円。適用日は、令和8年4月1日。

よろしく願いいたします。

(濱田知事)

ありがとうございます。

(小林会長)

知事をはじめ、特別職の方々におかれては、地方にとって大変厳しい状況の中で、高知県のために頑張ってくださいとお願いしております。私ども県民としましては、県政の浮揚に期待し、また共に頑張っていかなばと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

(濱田知事)

それでは、一言、御礼の挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、特別職の報酬等につきまして、ご熱心に、また集中的にご審議を賜り、ありがとうございます。また、ただ今、答申をいただきまして、ありがとうございます。

報酬額については、ここ近年の一般職の幹部職員の状況を勘案して、月額については引き上げ、そして、退職

手当の支給基準については、現行のまま据え置きが適当といった形でご意見を頂戴いたしました。

いただきましたご意見を踏まえまして、関連の条例議案を来たる2月の定例県議会に提案をさせていただくということで、準備をさせていただきたいと考えております。

ただ今、小林会長からもお話をいただきました、人口減少をはじめ、本県を取り巻く環境は大変厳しい中ではございますけれども、ぜひ、産学官民、オール高知の体制で、これを乗り越え、人口減少を克服していくとの決意のもとに、しっかりと取り組んで参りたいと思います。

答申をいただき、どうもありがとうございました。

(小林会長)

委員の皆様におかれましては、前回に引き続き、熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。最後になりますが、委員の皆様、特にご意見はないでしょうか。

(各委員)

意見なし。

(小林会長)

それでは、令和7年度の特別職報酬等審議会を閉会いたします。ありがとうございました。